

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）及び特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を次のように改正する。

第十第一号中「及びセクキヌマブ製剤」を、「セクキヌマブ製剤及びエボロクマブ製剤」に改める。

第二 特掲診療料の施設基準等の一部を次のように改正する。

別表第九中「セクキヌマブ製剤」を「セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤」に改める。